

冬のアクティビティ利用促進事業 体験プログラムの対象商品の考え方について

1 基本的な考え方

- ・アクティビティやレジャー、伝統文化体験等の観光体験商品のうち、原則、観光要素・体験要素のどちらも含んだ内容のプログラムを対象とする。なお、前述の要素を欠くプログラムにおいても、本事業の目的に反しないと判断される場合は対象とする。
- ・観光体験商品を販売する事業者は、「信州の安心なお店認証制度」の対象事業者である場合には認証を取得すること。そのため、認証対象事業者でありながら申請を行っていない事業者が販売する観光体験商品は対象外とする。

2 具体例

【対象とするもの】

■アウトドア体験

スノーアクティビティ（スノーシューハイキング、バックカントリー、スノーモービル、樹氷ナイトツアー、アイスクライミング、チュービング等）、スキー板やウェアなどスノーギアレンタル、サイクリング、レンタサイクル、トレッキング、登山、星空観賞、マリンスポーツ（SUP、ヨット、カヌー、カヤック、水上バイク、ダイビング、ホバーボード等）、乗馬体験、人力車体験、遊覧船、果物狩り、魚釣り（遊漁券は除く）、BBQ、キャンプ、社会（工場）見学 等

■インドア体験

ガラス細工、アクセサリ作り、陶芸体験、着物着付け体験、クラフト体験、食づくり体験（そば打ち、おやき作り等）、お茶たて体験、華道体験、楽器体験、絵付け体験、アート体験、フラワーアレンジメント 等

【条件付きで対象とするもの】

プラン	条件・例示等 ○…対象 ×…対象外
入浴料 (観光要素△・体験要素○)	温泉を対象とします。
施設入館料・チケット (観光要素○・体験要素△)	博物館、美術館、動物園、遊園地等を対象とします。
コース料理・バイキング等 (観光要素×・体験要素○)	体験要素を含む場合は対象とします。 一方的に食事の提供を受けるのみのプランは対象外とします。
	(例) 遊覧船でのコース料理（ディナークルージングなど）…○ レストランでのコース料理…×

【対象外とするもの】

- ・体験要素又は観光要素がないもの。又は一般的に観光客をターゲットにしていないもの。ゲームセンター、映画館、ボウリング、ビリヤード、卓球、ヨガ、マッサージ、エステ、散髪、パソコン教室、レンタカー 等
- ・スキーリフト券（券種は問わない）と観光体験商品をセットにした商品は対象外とします。